

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年6月24日
【会社名】	ケミプロ化成株式会社
【英訳名】	CHEMIPRO KASEI KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼俊 寿志
【本店の所在の場所】	神戸市中央区京町83番地
【電話番号】	078 (393) 2530
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 徳地 昭博
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区京町83番地
【電話番号】	078 (393) 2530
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 徳地 昭博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月19日開催の当社第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円

第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

2014年6月26日開催の第33期定時株主総会において承認いただいた株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の一部を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）とすることその他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として兼俊寿志氏、河井典生氏、赤瀬寿氏、大學隆行氏、箱崎竜也氏および独立性のある社外取締役として柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として金子勇一氏および独立性のある社外監査役として常本良治氏、今西康訓氏を選任するものであります。

<株主提案 第5号議案>

第5号議案 取締役3名選任の件

取締役として日置廣幸氏および社外取締役として船坂陽子氏、古川靖氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案 (会社提案) 剰余金処分の件	139,220	1,591	403	(注) 1	可決 (98.59)
第2号議案 (会社提案) 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件	139,025	1,786	403	(注) 1	可決 (98.45)
第3号議案 (会社提案) 取締役8名選任の件					
兼俊 寿志	79,979	60,832	403	(注) 2	可決 (56.64)
河井 典生	80,004	60,807	403		可決 (56.65)
赤瀬 寿	80,019	60,792	403		可決 (56.67)
大學 隆行	80,072	60,739	403		可決 (56.70)
箱崎 竜也	80,023	60,788	403		可決 (56.67)
柳 雅二	138,664	2,147	403		可決 (98.19)
寶田 健太郎	138,661	2,150	403		可決 (98.19)
田中 耕司	138,639	2,172	403		可決 (98.18)
第4号議案 (会社提案) 監査役3名選任の件					
金子 勇一	135,589	1,686	3,939	(注) 2	可決 (96.02)
常本 良治	135,554	1,721	3,939		可決 (95.99)
今西 康訓	135,584	1,691	3,939		可決 (96.01)
第5号議案 (株主提案) 取締役3名選任の件					
日置 廣幸	64,959	75,852	403	(注) 2	否決 (46.00)
船坂 陽子	64,938	75,873	403		否決 (45.99)
古川 靖	64,932	75,879	403		否決 (45.98)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上